

参 考 資 料

第 6 回 玉 名 市 議 会

(臨 時 会)

令和4年11月10日提出

議番号	件名
8 1	玉名市手数料条例の一部を改正する条例

議第81号関係

玉名市手数料条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>附 則</p> <p>3 略</p> <p><u>(自動交付機による交付の場合における手数料の特例)</u></p> <p>4 <u>令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して証明書等の交付を行う場合における手数料については、別表戸籍の部戸籍の謄抄本の交付の項中「450円」とあり、並びに同表住民基本台帳の部住民票、戸籍附票の謄抄本の交付の項、同表印鑑の部印鑑に関する証明書の交付の項及び同表税の部所得に関する証明 ただし、1年度につき1件とする。の項中「300円」とあるのは、「10円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 略</p>